

家庭的保育事業等の認可に関する要綱について

1. 家庭的保育事業等の位置付け

平成27年4月1日施行の子ども・子育て支援法において、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等は、下記のように「施設給付型」「地域型保育給付」とされ、多様な施設や事業の中から利用者が選択できるようになりました。

施設型給付	認定こども園	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
	幼稚園				
	保育所				
地域型保育給付	小規模保育	A型	B型	C型	
	家庭的保育				
	居宅訪問型保育				
	事業所内保育				

家庭的保育事業等は、「地域型保育給付」に位置付けられ、市町村以外が事業を行う場合は、市町村の認可が必要となります。（下記児童福祉法抜粋参照）

【児童福祉法 抜粋】

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

【参考】

小規模保育 …… 6～19人を定員に、保育者の居宅、その他の場所、施設で行う保育
 家庭的保育 …… 1～5人を定員に、保育者の居宅、その他の場所、施設で行う保育
 居宅訪問型保育 …… 保育を必要とする児童の居宅で行う保育
 事業所内保育 …… 事業所の従業員の児童及び地域の児童を対象として保育

【資料2】

2. 認可に関する要綱の制定について

児童福祉法第34条の15第2項により、別紙（案）のとおり制定するものです。

なお、児童福祉法第34条の15第4項に「市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。」と定められており、市で認可を行う場合は、子ども・子育て会議に意見を求めるよう要綱に定めています。（要綱（案）第3条）